

墨田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正概要

地方公務員法の一部改正により、定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、人事行政の運営の状況に関し、定年前再任用短時間勤務職員に係る事項について任命権者が区長に報告しなければならないこととする。

2 施行期日

令和5年4月1日